

養護老人ホーム高美園
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

(1) 名 称	社会福祉法人高宮美土里福祉会
(2) 所在地	広島県安芸高田市高宮町原田10380番地1
(3) 電 話	0826-57-1586
(4) F A X	0826-57-0267
(5) 代 表 者	理事長 増 元 正 信
(6) 設 立 年 月	平成 3年 3月30日

2. ご利用事業所

(1) 事業の種類	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービス
(2) 事業の目的	当事業所は、介護保険法令の趣旨に従いご契約者に対し、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービスを提供します
(3) 名 称	養護老人ホーム高美園
(4) 所在地	広島県安芸高田市高宮町原田10381番地2
(5) 電 話	0826-57-1586
(6) F A X	0826-57-0267
(7) 管 理 者	岩 崎 猛
(8) 開設年月日	平成14年 8月 1日
(9) 定 員	30名
(10) 居 室	13.57㎡ 30室 (一人部屋)
(11) 食 堂	243.2㎡
(12) 浴 室	41.95㎡

受託契約事業者

指定訪問介護	高美園訪問介護事業所	広島県安芸高田市高宮町原田10380番地1
指定訪問看護	安芸高田市医師会訪問看護ステーション	広島県安芸高田市吉田町吉田1010番地2
指定通所介護	高美園通所介護事業所	広島県安芸高田市高宮町原田10380番地1

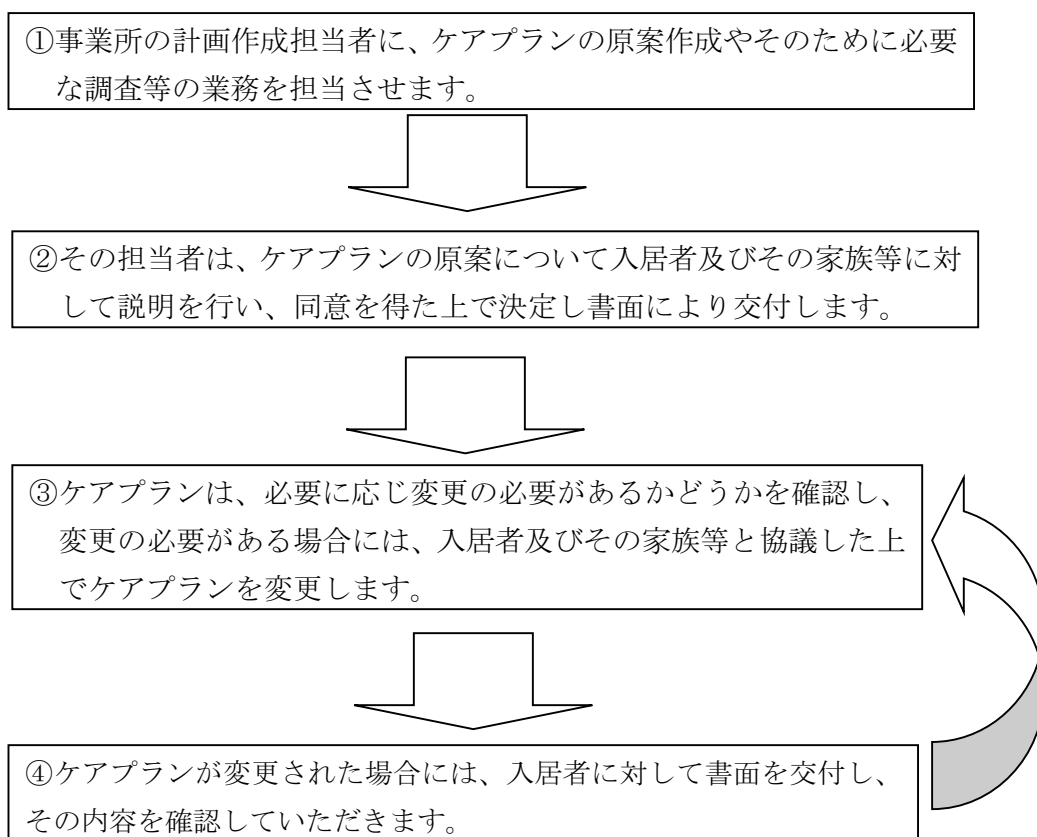
*上記に掲げる事業所が委託する居宅サービス以外のサービスは、入居者の状況に応じて委託するものとする。(指定訪問入浴介護、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与、指定認知症対応型通所介護)

3. 事業所入居対象者

事業所入居対象者は、養護老人ホーム高美園入居者のうち、介護保険制度における要介護認定の結果、要介護と認定された方が対象となり、事業者と介護サービスの利用に係る契約を締結していただくこととなります。（入居者が個々の受託居宅サービス事業者と利用契約をしていただく必要はありません。）

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「特定施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。
- (2) ケアプランの作成及びその変更は、次頁のとおり行います。



5. 職員の配置状況

事業所では、外部サービス利用型特定施設の職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	現在の在籍人員
1. 管理者	1名（常勤）
2. 副管理者	1名（常勤）
3. 生活相談員	1名以上（常勤換算）
4. 計画作成担当者	1名（常勤兼務）
5. 介護職員	2名以上（常勤換算）

<配置職員の職務内容>

管 理 者：職員及び業務の管理を一元的に行います。また、職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

副 管 理 者：管理者を補佐し業務の運営管理を統括します。

生 活 相 談 員：入居者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行います。

計画作成担当者：入居者に係る特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、実施状況を把握し必要があれば計画の変更を行います。

介 護 職 員：入居者の自立支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行います。

6. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 事業所が提供するサービスについては、養護老人ホーム高美園において提供される日常生活への支援や相談業務のほかに、

① 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が行う生活相談、安否確認、緊急対応並びに計画作成等の基本サービス。

※安否確認については、毎日定時及び随時の居室巡回により行う。

② 外部の受託居宅サービス事業者が行う入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話。

等があります。

(2) サービス利用料金

<介護保険給付対象のサービス>

別紙の料金表のとおりとします。

<介護保険給付対象外のサービス>

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

① 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,000円

③ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下のとおりです。

○ 管理する金銭の形態：事業所の指定する金融機関に預け入れている預金

- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法： 手続きの概要は以下のとおりです。
 - ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

○利用料金：1か月当たり 無料

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする 場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが 適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：ひろしま農業協同組合、郵便局

イ. 下記指定口座への振り込み

ひろしま農業協同組合 高宮支所 普通預金 0478993

ウ. 窓口での現金支払

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、入居者の都合によりサービスの利用を中止、又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業所にお申し出下さい。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、受託居宅サービス事業者の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を入居者に提示して協議します。

(5) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。（安芸高田市外においての通院については、ご家族様にお問い合わせすることもあります。）

①協力医療機関

医療機関の名称	佐々部診療所
所在地	安芸高田市高宮町佐々部 983-17
診療科	内科
医療機関の名称	J A 吉田総合病院
所在地	安芸高田市吉田町吉田 3666
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・精神神経科・ 眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・脳神経外科・ 婦人科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	みどりファミリー歯科
所在地	安芸高田市美土里町本郷 1781-10

7. サービス利用契約の終了について

契約期間満了の7日前までに入居者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に、このような事項に該当するに至った場合には、事業所との契約は終了します。

- ① 入居者が死亡された場合。
- ② 要介護認定等により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は事業所を廃止した場合。
- ⑤ 施設の滅失や重大な破損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑥ 入居者から中途解約、又は契約解除の申し出があった場合。
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合。

(1) 入居者からの中途解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、入居者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 入居者によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 入居者の行動が、他の入居者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは入居者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

(3) 契約の一部が解約、又は解除された場合

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに係る条項は、その効力を失います。

8. サービス提供における事業者の義務

事業所は、入居者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入居者から聴取、確認します。
- ③ サービスを行っているときに、入居者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師又は協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、あらかじめお届けいただいている緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。
- ④ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、入居者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ⑤ 入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑥ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、

入居者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ⑦ 入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑧ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た入居者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、入居者に医療上の必要があり、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供する場合、また、入居者の円滑な退園のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、予め書面による入居者の同意を得て行います。

9. サービスご利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の利用上の注意義務等

- ① 事業所の施設、設備、敷地は、その本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 入居者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が入居者の居室内立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
- ③ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、入居者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(2) 事業所内禁止行為

- ① ケンカ、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- ② 政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 決められた場所以外での喫煙。
- ④ 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- ⑤ 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑥ 故意又は無断で、設備もしくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

10. 緊急時の対応について

事業所は、サービス提供時にご契約者の病状が急変した場合や事故が発生した場合、その他必要な場合は、協力医療機関と連携を取りながら適切な対応を行うとともに、ご契約者のご家族に連絡・報告等を行います。また、必要に応じて関係機関に対して報告等を行います。

11. 損害賠償について

(1) 事業所において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

③ 改善の実施

苦情申出人に対し、対応策を説明して同意を得るように努めます。改善を速やかに実施して、改善状況を確認します。

④ 解決困難な場合

保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行います。また、解決できない場合には、国民健康保険団体連合会への連絡も検討します。

⑤ 広島県社会福祉協議会、広島県国民保険団体連合会、市町村の紹介

本事業所で解決できない苦情は社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、市町村などに申し立てることができます。

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

安芸高田市保険医療課	所在地：安芸高田市吉田町吉田791 電話番号：(0826) - 42 - 5618 FAX：(0826) - 42 - 2130 受付時間：9:00～17:00
広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地：広島市南区比治山本町12-2 電話番号：082-254-3419 FAX：082-569-6161 受付時間：8:30～17:00(土・日・祝日は除く)
広島県国民健康保険団体 連合会 介護保険課 介 護第二係	所在地：広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号：082-554-0783 FAX：082-511-9126 受付時間：8:30～17:15(土・日・祝日は除く)

13. 非常災害時の対策について

非常災害時の対応	別途に定める消防計画書に添って対応を行います。
避難訓練	別途に定める消防計画書に添って 年4回 夜間及び昼間を想定した避難訓練を行っています。ご利用者の方も参加して実施しています。
防災設備	スプリンクラー・自動火災報知機・誘導灯・ガス漏れ報知機・防火シャッター・屋内消火栓・消火器・非常通報装置・非常用電源あり。 カーテン等は、防災のものを使用しています。
消防計画等	安芸高田市消防本部へ届け出ています。

14. 虐待の防止に関する事項

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備することとします。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

責任者：管理者 岩崎猛

15. 衛生管理および感染症対策について

事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずることとします。

- (1) 事業者は、感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を設置し、定期的（おおむね3ヶ月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとします。
- (2) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備することとします。
- (3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

16. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な次の措置を講ずることとします。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこととします。

17. ハラスメントに関する事項

事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、ハラスメント防止法等の施行の情勢をうけ、これまで以上に職員間のみならず、ご利用者やそのご家族等との間でハラスメントの問題が生じることがないように、取組みをおこなっております。職場や介護の現場において行われる身体的暴力、精神的暴力および性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じるものとします。

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 広島県安芸高田市高宮町原田 10380 番地 1
名称 社会福祉法人高宮美土里福祉会
代表者 理事長 増 元 正 信

説明者 職 名 _____

氏 名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住 所 _____

氏 名 _____

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____

（契約者との関係） _____

別紙

養護老人ホーム高美園(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護) 料金表

■ 基本サービス費 (保険対象)

	利用料 (一割負担分)		備 考
	要介護区分	日 額	
基本サービス費	要介護 1~5	84 円	左記の金額は 1日あたりの金額です
障害者等支援加算	共通	20 円	
サービス提供体制強化加算	共通	18 円	

※障害者等支援加算については、知的障害、精神障害その他の精神上的の障害等により特に支援を必要とする場合

※介護職員等処遇改善加算…1ヶ月の基本サービス費と利用された居宅サービス費の合計金額に 12.8%を乗じた金額が加算されます。

■ 居宅サービス費 (保険対象)

【高美園通所介護事業所】

	利用料 (一割負担分)		備 考
	要介護区分	金 額	
外部サービス利用型 通所介護費 (5h~6h)	要介護 1	513 円	左記の金額は 1日あたりの金額です
	要介護 2	606 円	
	要介護 3	699 円	
	要介護 4	792 円	
	要介護 5	886 円	

【高美園訪問介護事業所】

	利用料 (一割負担分)		備 考	
	区 分	金 額		
外部サービス利用型訪問介護費	身体介護	15分未満	94 円	左記の金額は1回あたりの金額です
		15分以上 30分未満	189 円	
		30分以上の場合は 256 円に 15 分を増すごとに 85 円を加算(1時間 30分未満まで)		
		1時間 30分以上の場合は 548 円に 15 分を増すごとに 36 円を加算		
	生活援助	15分未満	48 円	
		15分以上の場合は 94 円に 15 分を増すごとに 48 円を加算(1時間未満まで)		
		1時間以上 1時間 15分未満	214 円	
		1時間 15分以上	256 円	

○ 養護老人ホーム費用負担金の階層に応じて基本サービス費・居宅サービス費の一部が軽減されます。

対象収入による階層区分		軽減割合	対象収入による階層区分		軽減割合
1	270,000 円以下	100%	21	680,001 ～ 720,000	99%
2	270,001 ～ 280,000	99%	22	720,001 ～ 760,000	99%
3	280,001 ～ 300,000	99%	23	760,001 ～ 800,000	95%
4	300,001 ～ 320,000	99%	24	800,001 ～ 840,000	91%
5	320,001 ～ 340,000	99%	25	840,001 ～ 880,000	86%
6	340,001 ～ 360,000	99%	26	880,001 ～ 920,000	81%
7	360,001 ～ 380,000	99%	27	920,001 ～ 960,000	76%
8	380,001 ～ 400,000	99%	28	960,001 ～ 1,000,000	71%
9	400,001 ～ 420,000	99%	29	1,000,001 ～ 1,040,000	66%
10	420,001 ～ 440,000	99%	30	1,040,001 ～ 1,080,000	65%
11	440,001 ～ 460,000	99%	31	1,080,001 ～ 1,120,000	64%
12	460,001 ～ 480,000	99%	32	1,120,001 ～ 1,160,000	63%
13	480,001 ～ 500,000	99%	33	1,160,001 ～ 1,200,000	62%
14	500,001 ～ 520,000	99%	34	1,200,001 ～ 1,260,000	57%
15	520,001 ～ 540,000	99%	35	1,260,001 ～ 1,320,000	54%
16	540,001 ～ 560,000	99%	36	1,320,001 ～ 1,380,000	51%
17	560,001 ～ 580,000	99%	37	1,380,001 ～ 1,440,000	48%
18	580,001 ～ 600,000	99%	38	1,440,001 ～ 1,500,000	45%
19	600,001 ～ 640,000	99%	39	1,500,001 円以上	—
20	640,001 ～ 680,000	99%			